

# 選考諮問委員について

資料 2

調整中

取扱注意

- 選考諮問委員会は、選考諮問委員 5 人をもって組織する。
- 選考諮問委員は、会員及び連携会員以外の者であって、
  - ①科学に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、
  - ②産業若しくは国民生活における科学に関する研究成果の活用の状況又は
  - ③科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、科学に関する知見を有する関係機関と協議<sup>(※)</sup>の上、会長が任命する。

※ 「協議」：「協議をする者がお互いに自己の主張するところについて相手方の納得を得るまで十分に説明し、自己の意思を通じ合い、意見を交換した上で一定の事を行うこと」（『法令用語辞典』（学陽書房））。

	趣旨
①科学に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢	学術研究の全体的な潮流及びそのニーズを踏まえた会員選考を行う
②産業若しくは国民生活における科学に関する研究成果の活用の状況	研究成果の活用についての産業界の期待やニーズを踏まえた会員選考を行う
	研究成果の活用についての国民の期待やニーズを踏まえた会員選考を行う
③科学の振興及び技術の発達に関する政策	科学技術に関する政策の方向性を踏まえた会員選考を行う

(参考) 日本学術会議法（昭和23年法律第121号）

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。